

東京大学寄附取扱規則

平成16年9月30日東大規則第234号

改正 平成18年1月30日東大規則第54号

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人東京大学（以下「東京大学」という。）が学術研究の経費、教育・研究その他の事業の奨励・支援又は学生に給付・貸与する学資等として受け入れる寄附（不動産及び動産）の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(株式等による寄附及び東京大学基金への寄附に関する取扱い)

第2条 株式等（企業等が発行する株式、新株予約権及び新株予約権付社債をいう。以下同じ。）による寄附については、東京大学における寄附による株式等取得取扱規則（平成18年1月30日東大規則第55号）の定めるところによる。

2 東京大学基金に係る寄附については、東京大学基金規則（平成16年9月30日東大規則第235号）の定めるところによる。ただし、東京大学基金に対する株式等の寄附については、東京大学における寄附による株式等取得取扱規則の定めるところによる。

(寄附の申込)

第3条 寄附の申込は書面による。

2 申込書の様式は、別に定める。

(寄附の受入審査)

第4条 部局長は、部局を通じて寄附（不動産を除く。）の申込があったときは、教授会又は受入に関する審査組織（以下「教授会等」という。）に受入条件等を審査させるものとする。

2 教授会等は、前項の審査結果について部局長に報告するものとする。

3 部局を通じない寄附及び不動産による寄附に係る受入条件等の審査は、役員会が行う。

(寄附として受け入れることのできない条件)

第5条 次に掲げる条件の付された寄附は受け入れることができないものとする。

一 学術研究の成果として得られた特許権等の知的財産権及びこれらに準ずる権利を寄附者に譲渡又は使用させること等、寄附者に対して寄附の対価として、何らかの利益又は便宜を供与すること。

二 使用した寄附の経理について、寄附者が会計検査を行うこと。

三 寄附を受け入れることにより著しく財政負担が伴うこと。

四 寄附者からの寄附申込後、寄附者が寄附の全部又は一部を取消することができること。

五 寄附により取得した財産を無償で寄附者に譲渡すること。

六 前各号に掲げる場合のほか、教育研究上支障があると認められること。

(寄附の受入決定)

第6条 寄附の受入決定は、総長が行うものとする。

2 総長は、部局を通じて受ける寄附（不動産を除く。）については、その受入決定に関する権限を東京大学基本組織規則（平成16年4月1日東大規則第1号）に定める附属図書館、全学センター、教育研究部局及び医学部附属病院（以下「部局」という。）の長に委任する。

3 部局長が寄附の受入を決定した際には、総長に報告する。

(寄附の用途の特定)

第7条 総長又は部局長は、寄附の受入の決定に当たり、寄附者があらかじめ用途を特定しない場合においては、これを特定しなければならない。

(研究支援経費の取扱い)

第8条 寄附には、研究支援経費を伴うものとする。

(寄附金の振込の依頼)

第9条 経理責任者(東京大学会計規程(平成16年4月1日東大規則第8号)第23条第2項に規定する経理責任者をいう、以下同じ。)は、寄附金の受入の決定があったときは、寄附者に対し、別に定める「寄附金振込依頼書」を送付するものとする。

(寄附の受領方法)

第10条 寄附の受領は、不動産及び動産について、原状のまま受け入れるものとする。ただし、不動産について、第三者の権利が登記され、又は適法に占有されている場合には、当該権利の移転登記又は占有権を取得後受け入れるものとする。

2 外国通貨による寄附については、東京大学において円貨に交換の上、受け入れるものとする。

3 株式等以外の有価証券による寄附にあつては、受領後、適切なる換金性が確保された時点で、速やかに換金し、受け入れるものとする。

(受入報告及び礼状の発行)

第11条 部局長は、寄附を受け入れた際には、速やかに総長に報告することとする。

2 総長は、寄附の入金があった際には、別に定める礼状及び領収書を発行するものとする。不動産及び動産等についても同様とする。

(寄附金の受入後の取扱)

第12条 寄附金は、受入後から支出までの間、会計規程の定めるところにより取り扱うものとする。

(寄附金の用途の変更)

第13条 寄附の目的達成後、寄附金に少額の残額が生じた場合、総長又は部局長は、残額について寄附金用途等を変更することができる。

2 研究担当教員が他の国立大学法人その他の研究機関に異動する場合、総長又は部局長は当該研究担当教員の異動先に寄附金を移し替えること又は研究担当教員を変更することができる。

(教職員の私的経理の禁止)

第14条 東京大学の教職員は、東京大学に対する寄附を受領したときは、直ちに東京大学に寄附手続を行うものとし、私的に経理してはならない。

(その他)

第15条 この規則に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、その都度、定めるものとする。

附 則

この規則は、平成16年9月30日から施行し、平成16年4月1日から適用する。ただし、第8条の規定は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成18年1月30日から施行する。